

社援保発 0331 第 13 号
令和 7 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

「高額療養費等の生活保護法における取扱いについて」の一部改正について（通知）

社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時食事療養費の見直しを実施するための「健康保険及び国民健康保険の食事療養費負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養負担額の一部を改正する告示」（令和 7 年厚生労働省告示第 64 号。以下「改正告示」という。）が令和 7 年 3 月 24 日に告示され、同年 4 月 1 日から適用することとされたところである。

生活保護の運用に当たり、医療扶助費の決定や保護の要否判定における医療費所要額の算定等については、「高額療養費等の生活保護法における取扱いについて」（平成 29 年 10 月 5 日社援保発 1005 第 1 号）により取り扱われているところであるが、改正告示に基づき、本通知を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日より適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏なきを期されたい。